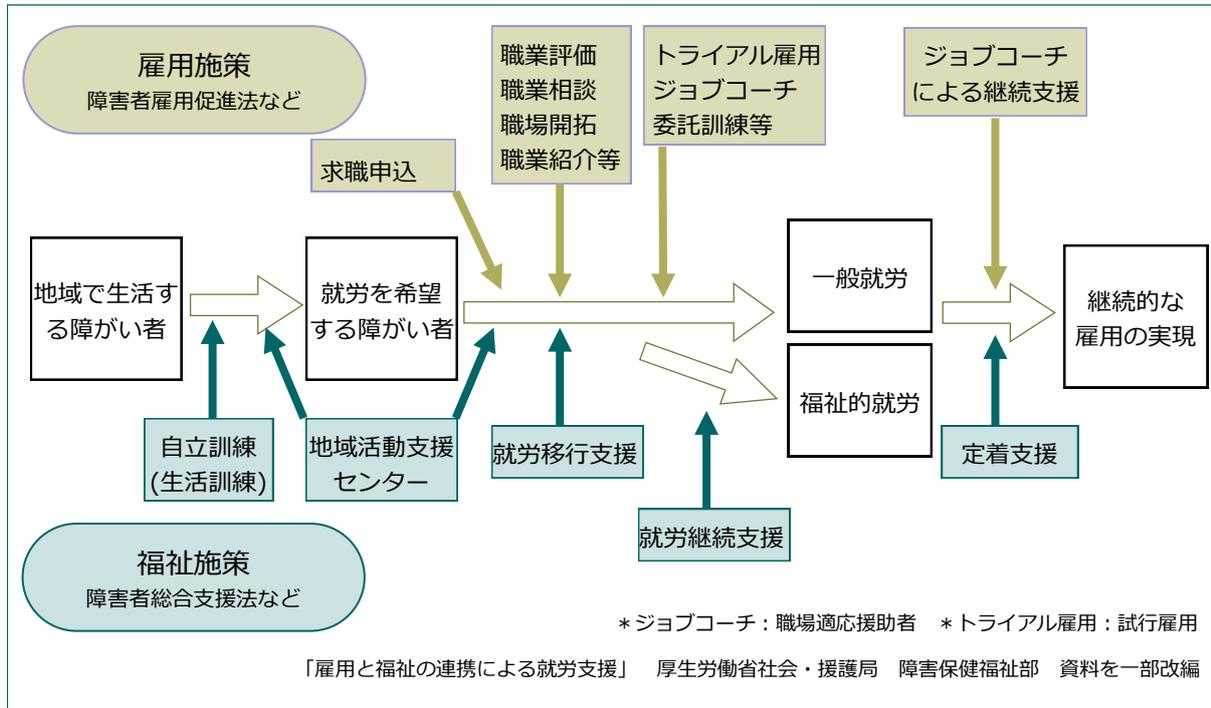


障害者の就労支援の枠組み



雇用施策

お問い合わせ先：宮古公共職業安定所 72-3329

【宮古公共職業安定所（ハローワーク）】

身体・知的・精神等の障害により就職が困難であり、また、就職機会の少ない障害者について、職業相談や職業紹介、就職後の指導を行っています。

障害者の就業支援に関しては、医療・福祉・教育等の関係機関と連携を取りながら、個別の状態に合わせた相談を行っています。

【障害者雇用支援制度について】

- 職場適応援助者（ジョブコーチによる支援）
- 障害者試行雇用事業（トライアル雇用）
- 職場適応訓練制度
- 特定求職者雇用開発助成金制度 などがあります。詳しくは宮古公共職業安定所にお問い合わせください。

福祉施策

障害者総合支援法による就労に向けての支援（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援、地域活動支援センター）については、宮古島市役所にお問い合わせ下さい。

8-1

行政機関



宮古保健所



住 所	〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根476
連絡先	TEL : 72-2420 FAX:72-8446



宮古福祉事務所



住 所	〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 (2F)
連絡先	TEL:72-3771 FAX:73-2131 DV(配偶者暴力)相談 TEL:72-3132



宮古島市役所



住 所	〒906-8501 宮古島市平良字西里1140																		
連絡先	<table border="0"> <tr> <td>障がい福祉課 (1F)</td> <td>TEL : 73-1975</td> <td>FAX : 73-1965</td> </tr> <tr> <td>生活福祉課 (1F)</td> <td>TEL : 73-1962</td> <td>FAX : 73-1963</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課 (1F)</td> <td>TEL : 73-1966</td> <td>FAX : 73-1976</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援課 (1F)</td> <td>TEL : 73-1964</td> <td>FAX : 73-1965</td> </tr> <tr> <td>健康増進課 (1F)</td> <td>TEL : 73-1978</td> <td>FAX : 73-1984</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険課 (1F)</td> <td>TEL : 73-1973</td> <td>FAX : 73-1974</td> </tr> </table>	障がい福祉課 (1F)	TEL : 73-1975	FAX : 73-1965	生活福祉課 (1F)	TEL : 73-1962	FAX : 73-1963	子育て支援課 (1F)	TEL : 73-1966	FAX : 73-1976	高齢者支援課 (1F)	TEL : 73-1964	FAX : 73-1965	健康増進課 (1F)	TEL : 73-1978	FAX : 73-1984	国民健康保険課 (1F)	TEL : 73-1973	FAX : 73-1974
障がい福祉課 (1F)	TEL : 73-1975	FAX : 73-1965																	
生活福祉課 (1F)	TEL : 73-1962	FAX : 73-1963																	
子育て支援課 (1F)	TEL : 73-1966	FAX : 73-1976																	
高齢者支援課 (1F)	TEL : 73-1964	FAX : 73-1965																	
健康増進課 (1F)	TEL : 73-1978	FAX : 73-1984																	
国民健康保険課 (1F)	TEL : 73-1973	FAX : 73-1974																	

8-2

医療機関（精神障がい）

沖縄県立宮古病院



住 所	〒906-0013 宮古島市平良字下里427番地1
連絡先	代表：72-3151 地域連携室直通：72-1352
診療科等	内科・内科特殊外来(糖尿病外来・心療内科)・外科・外科乳腺外来・整形外科・小児科・泌尿器科・産婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・脳神経外科・皮膚科・リハビリ科・歯科口腔外科・精神科・女性相談室

地域連携室とは？

関係機関との連絡調整をする病院側の窓口です。誰でも、どの診療所・施設であっても地域連携室を通して、病院の持っている専門性・診療機能を活用でき、患者様の診療・介護等に役立てられるように対応します。

日 時：平日 午前8時30分～午後5時00分

こころのクリニック ていんぬばう



住 所	〒906-0013 宮古島市平良下里1245番地9
連絡先	TEL：74-3900 FAX：74-3938
診療科等	心療内科・精神科・カウンセリング
備 考	・月曜、木曜、日曜、祝日は休診 ・午前9:45～12:00 午後13:45～16:30

自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関（精神科を標榜していない医療機関。てんかん等）

医療機関名	住所	電話番号
いけむら小児科クリニック	平良字西里341番地	73-4970
うむやすみやあす・ん診療所	平良字下里1477番地4	73-3854
徳洲会伊良部島診療所	伊良部字前里添639番地2	78-6661
ドクターゴン診療所	上野字宮国746番地17	76-2788
ドクターゴン四島診療所	平良字西里267番地	79-5164
宮古島徳洲会病院	平良字松原552番地1	73-1100
下地診療所	宮古島市下地字上地634番地1	74-7878

	医療機関名	住所	電話番号	ファックス
			市外局番 (0980)	市外局番 (0980)
1	県立宮古病院	平良字下里427-1	72-3151	74-3105
2	宮古島徳洲会病院	平良字松原552-1	73-1100	73-1900
3	宮古南静園	平良字島尻888	72-5321	72-5859
4	宮古島リハビリ温泉病院	平良字東仲宗根添1898-7	73-0800	73-0807
5	いけむら外科胃腸科肛門科	平良字西里978-2	73-6300	73-6301
6	いけむら小児科クリニック	平良字西里978-2	73-4970	73-4971
7	池村内科医院	平良字東仲宗根194	72-3500	73-5100
8	稲村耳鼻咽喉科	平良字久貝669-1	74-1187	74-1187
9	うむやすみやあす・ん診療所	平良字下里1477-4	73-3854	73-3851
10	栄寿園	平良字下里2662	73-6481	73-6483
11	城辺中央クリニック	城辺字比嘉628-5	77-4693	77-7739
12	くらはし整形クリニック	平良字西里782-1	75-5550	75-5551
13	下地眼科医院	平良字下里577-1	73-2228	73-2262
14	下地内科医院	平良字下里1259-1	72-9068	72-9068
15	砂川内科医院	平良字西里796-3	73-0037	73-0035
16	たいら内科	平良字東仲宗根572-6	73-8115	73-8115
17	徳洲会伊良部島診療所	伊良部字前里添639-2	78-6661	78-6662
18	ドクターゴウ診療所	上野字宮国746-17	76-2788	76-2752
19	中村循環器科・内科	平良字西里350	72-2228	72-2228
20	ひが小児科医院	平良字西里144	73-1477	73-1477
21	比嘉内科胃腸科医院	平良字下里5	73-2161	73-2166
22	真壁眼科	平良字西里787-1	73-2200	73-2210
23	こうむら眼科(旧砂川眼科医院)	平良字久貝1064-10-1	73-4123	73-4100
24	耳鼻咽喉科レオクリニック	平良字下里1578-8	79-0923	
25	下地診療所	下地字上地634-1	74-7878	74-7272
26	きしもと内科医院	平良字下里1555-1	79-0501	
27	原皮ふ科	下地字上地430-4	76-3838	76-3111

身体障害者手帳の指定医												自立支援医療 (更生医療)の 指定医療機関
視覚障害	聴覚障害	平衡機能	音声・言語	そしゃく機能	肢体不自由	心臓機能	じん臓機能	呼吸器機能	直腸機能	小腸機能	免疫機能障害	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	整形外科 じん臓 免疫
			○		○	○	○	○	○	○		じん臓
			○		○	○	○	○	○	○		
					○	○	○	○	○	○		
			○		○	○	○	○	○	○		じん臓
	○	○	○	○								
△*1	△*1	○	○		○							
					○	○	○	○	○	○		
			○		○	○	○	○	○	○		
					○							
○												
			○		○	○	○	○	○	○		
			○		○	○	○	○	○	○		
					○	○	○	○	○	○		
			○		○	○	○	○	○	○		
					○	○	○	○	○	○		
			○		○	○	○	○	○	○		
○												眼科
○												
	○	○	○	○								
					○	○	○	○	○	○		



* 1 腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限ります